

議 事 録

平成27年8月15日
全塾協議会事務局

全塾協議会規則第22条第1項に基づき、平成27年7月16日に開催された全塾協議会の議事録を公開する。

以下、議事の概要に続く。全2P			
2015/7/16 全協	議事概要記録		1/2頁
名称	平成27年7月期全塾協議会		
場所	三田キャンパス 大学院校舎 313教室	日時	平成27年7月16日 18:35～19:44
出席者	<p>事務局長、事務局次長</p> <p>体育会本部、全国慶應学生会連盟、福利厚生機関、芝学友会、四谷自治会、全塾ゼミナール委員会 全塾協議会事務局 10名</p> <p>議案提出者 3名 監査報告者 1名</p>		
出席者詳細	<p>事務局長 諸田直也 事務局次長 高井康佑</p> <p>体育会本部: 体育会本部 主幹 鈴木雄太 全国慶應学生会連盟: 全国慶應学生会連盟常任委員会 常任委員長 須賀健太 四谷自治会: 四谷自治会 会長 枝元美緒 福利厚生機関: 福利厚生機関本部 代表 縄茂恩 芝学友会: 芝学友会 会長 新貝敢 全塾ゼミナール委員会: 委員長 名古田真央</p> <p>事務局: 局長室長 岡田渉、総務部長 上森孝史 他8名</p> <p>議案提出者: 国際関係会、應援指導部、全塾協議会事務局 監査報告者: 選挙管理委員会 監査人 今泉研人</p>		
次第		担当・議案提出者	
	1,開会宣言	事務局次長 高井康佑	
	2,事務局長挨拶	事務局長 諸田直也	
	3,定足数確認	総務部長 上森孝史	
	4,配布資料の確認	局長室長 岡田渉	
	5,前回議事録の確認		
	6,議長の指名	事務局長 諸田直也	
	7,議事録作成人の指名	全塾協議会 議長 新貝敢	
	8,報告事項		
	事務局報告		
	①総務部報告	総務部長 上森孝史	
	②財務部報告	財務部長代理 大西敬也	
	③広報部報告	前広報部長 高井康佑	
	④企画部報告	企画部長 上原悠暉	
	その他報告		
	①選挙管理委員会監査人からの事務局長・次長選挙再投票における不正疑惑に係る報告	選挙管理委員会 監査 今泉研人	
	②全塾ゼミナール委員会の団体規制に係る報告	全塾ゼミナール委員会 代表 名古田真央	
9,協議事項			
①国際関係会の特別支出承認申請	国際関係会 代表 中村亮太		
②應援指導部の独自財源特別支出承認申請	應援指導部 会計 縄茂恩		
③全塾協議会事務局の自治会費交付金特別支出申請	事務局長 諸田直也		
④その他			

2015/7/16 全協	議事概要記録		2/2頁
次第	10,連絡事項		
	①次回全塾協議会の日程	総務部長 上森孝史	
	11,閉会宣言		事務局次長 高井康佑
議決事項	内容		番号
	国際関係会の特別支出承認申請	可決(修正)	40号
	應援指導部の独自財源特別支出承認申請	可決	41号
	全塾協議会事務局の自治会費交付金特別支出承認申請	可決	42号

平成27年8月15日 議事録作成

議事録作成人 全塾協議会事務局 総務部 勝又颯太 印

この議事録が正確であることを証する。

全塾協議会事務局長 諸田直也 印

全塾協議会 議長 新貝 敢 印

以下、議事の詳細に続く。全3P

2015/7/16 全協	議事詳細記録	1/3頁
次第	内容(詳細)	
1、開会宣言	事務局次長が開会を宣し、事務局長 諸田直也の挨拶の後、総務部長 上森孝史より定足数を満たしたことが発表され、本会の成立が確認された。	
2、事務局長挨拶		
3、定足数確認		
4、配布資料確認	局長室長 岡田渉が、既に配布された資料の確認を行なった。	
5、前回議事録の確認		
6、議長の指名	全塾協議会は、議長として芝学友会会長 新貝敢を指名した。	
7、議事録作成人の指名	議長は、議事録作成人として事務局総務部を指名し、上部団体の賛成を得た。	
8、報告事項	<p>①総務部報告 通常業務を順調に行っている旨を報告した。また、今年度の新入局者に総務部の仕事を理解してもらうため、事務局員総務部インターンシップを実施していることを報告した。</p> <p>②財務部報告 先月に引き続き各所属団体から帳簿を回収しているが、各団体に一時監査状況の確認を求めた。また、リーダーズキャンプに向けて予算案の提出を急ぐよう求めた。</p> <p>③広報部報告 先月に引き続き、議会報の発行を行っている旨を報告した。また、広報用に上部団体の代表者の写真撮影を行った旨を報告した。</p> <p>④企画部報告 事務局長、事務局次長と共に、これからの全塾協議会事務局の方向性について話し合った旨を報告した。</p> <p>(2)選挙管理委員会監査人からの事務局長・次長選挙再投票における不正疑惑に係る報告 選挙管理委員会より、2015年度全塾協議会事務局長・次長選挙再投票の投票に際する不正疑惑について、選挙管理委員及び、選挙運営事務員の不正あるいは不適切な活動の疑いが提起されている旨が報告された。疑義は、それぞれ全塾協議会事務局長・次長選挙における候補者の一人である古井康介らによって提起されたものである。その内容は、①日吉の投票所において、選挙運営事務員が特定の候補者への投票を教唆した疑い。②日吉の投票所において、投票用紙に筆記する投票法ではなく、口頭にて投票を行うよう選挙運営事務員は示唆した疑い。③日吉の投票所において、設置された筆記用具が消去可能なものであった疑い。の3点である。また、これらの証拠とされるものが古井氏らより紙面で提出された。</p> <p>監査人は調査として、5月25日に本件に係った可能性のある選挙管理委員、選挙運営事務員のリストアップを指示し、6月11日に候補者である諸田・高井陣営に対しヒアリングを行い、6月30日には、候補者である古井・グリメンティ陣営に対してヒアリングを行った。7月4日には、各選挙運営事務員の所属する全塾協議会傘下団体の代表者を通して、本件に関わった可能性のある選挙運営事務局員21名に対してアンケート調査を行い、7月14、15日には、日吉における投票運営に関与した選挙管理委員7名に対し、先述の物とは異なるアンケート調査を行った。</p> <p>調査結果を踏まえた選挙管理委員会としての結論は以下の通りである。疑義①に対しては、特定の候補者に対する教唆の事実は確認できなかった。疑義②に対しては、投票機材の不具合に対する、一時的な応急処置として口頭投票を行っていた。疑義③に対しては、消去可能な筆記用具が投票所に設置され、一部の投票に使用された。加えて、選挙管理委員及び選挙事務員が選挙に関わる規則について完全に理解していたとは言いがたい旨、候補者はこれらの不適行為に関与していない旨が調査の結論として報告された。原因として、選挙管理委員会規約・マニュアルの周知不足や、投票手続きの規制の曖昧さが挙げられ、次回選挙までに上記規則の整備を行い、全塾協議会に提出することを選挙管理委員会に指示した。芝学友会より、不備が確認されているため、次回までに対応を急ぐのかという質問があり、選挙管理委員会は、その意向を示した。事務局長より、古井氏によって提出された証拠についての証拠能力の有無を問う質問、及び証言者本人へのヒアリングの有無を問う質問が為された。提出された証拠の証拠能力について監査人は、別紙[1]には学生の署名は記載されているものの、調査結果より、教唆を行ったあるいは目撃したと回答した者はいなかったため、この証拠は不能であると判断して良い、と答えた。また、証言者へのヒアリングは行っていると回答した。</p> <p>今後の方針として事務局長より、全塾協議会としての意志を確認し、さらに古井氏の意志も確認した上で対応を検討していくことが確認された。また、証拠として提出された書類に署名した証言者を、全塾協議会定例会へ召喚することが提案された。さらに、上申書の内容が嫌疑として有効であるか否かが問われた。</p> <p>上記の内容から、疑義の提起者であり、証拠の提出者である古井氏による説明が必要であると判断され、これらの議事は古井氏の議場への到着を待ち、協議事項4番項として協議する旨が決定された。</p>	

2015/7/16 全協	議事詳細記録	2/3頁
8、報告事項	<p>(3)全塾ゼミナール委員会の団体規約改正に係る報告 全塾ゼミナール委員会より、平成27年6月30日に委員長会議を行い、全塾ゼミナール委員会規約を改正したことが報告された。その理由は、監査委員会が存在しない現状に旧規約が適合しないと考えられたためである。事務局長により、提出書類における改正内容の記載の欠如が指摘された。事務局次長により、改正箇所の上記の具体的な説明が求められた。全塾ゼミナール委員会は、第10条の「全塾監査委員会による」という文章を全て「全塾協議会による」という文章に統一した点、第10条変更に伴い、5章全塾総会の第34条、第36条、第42条の2項、そして第63条の3項を変更した点を挙げた。局長室より、全塾総会の語義の説明が求められ、全塾ゼミナール委員会は、全塾ゼミナール委員会の予算を各学部で承認していただくものであると回答した。また、委員長会議とは、各学部の委員長会議であるということも付け加えられた。企画部長より、第34条の意図が問われた。全塾ゼミナール委員会は、全塾ゼミナール委員会の副委員長が投票数の集計を行うが、その際不正を防止する目的である、と回答した。事務局長により、第56条と第57条の差異を問う質問があり、全塾ゼミナール委員会は、認知していないと回答した。全塾協議会は、新規約について内容の正当性を認めた上で、表記上の曖昧さを指摘し、全塾ゼミナール委員会に対し、それらの修正を求めた。全塾ゼミナール委員会はそれに答え、新規約の全体的な表記の修正を約束した。</p>	
9、協議事項	<p>(1)国際関係会の特別支出承認申請 国際関係会により、自治会費交付金承認申請が上程された。その内容は、自治会費より①交換性用携帯プリペイドカード代として39,000円、②夏季プログラムにおける交換性の飲食代として130,000円、③夏季プログラムにおける交換性の交通費として143,000円④夏季プログラムにおける交換性のプログラム費代として418,000円。また、独自財源特別支出申請が上程された。その内容は、①スピーカー・スピーカーをつなぐコード代として20,000円、②ホストファミリーへの花束代として32,500円、③DVD-R代として1,500円、④ホストファミリーへDVDを送付するための郵便代として1,500円、⑤成田援助代として200,000円(片道5,000円×往復×20名=200,000円)、⑥菓子折り代として10,500円(1,500円×7個分)、⑦ペナント代として、22,400円(1,400円×16個分)、⑧留学生飲食代として131,000円(LINK Project費から26,000円,SKIP Project費から8,000円、PAL Project費から25,000円を上限に補助)、⑨留学生宿泊費第として30,000円。⑩工場見学体験費として4,000円、⑪会場費として36,000円、⑫プログラムパンフレット費として40,000円、⑬留学生交通費として98,000円、⑭航空券補助代として150,000円(50,000円×3人分)、⑮浴衣をつけるための用具代として6,500円(帯2,000円×2本+腰紐96円×20本+送料)である。担当者より独自財源特別支出承認申請の⑨において申請の段階で、留学生飲食代を¥10,000円としていたが13,100円に、そして、同じく⑬において申請の段階で55,000円としていたが98,000円に修正する旨が伝えられた。局長室長により、①に関して、前年度では申請が無かった旨が指摘された。担当者は、スピーカーの故障により新たに購入するためであると説明した。また、局長室より、独自財源特別支出承認申請の①は備品として購入するかどうか、また、来年度以降も使用するのかという質問があり、担当者は、その意向を示した。事務局次長より、それぞれのプロジェクトの説明が求められた。担当者は、LINK Projectはコロンビア大学との国際交流、SKIP Projectは、スタンダード大学を含めた25か国の大学との国際交流、PAL Projectは、アジアの大学、主に北京大学との国際交流であると説明した。局長室より、スピーカー以外の例年申請していないものの有無を問う質問があり、担当者は⑮を挙げた。 全塾協議会は修正案を満場一致で可決し、事務局長 諸田直也は本決議を承認した。</p>	

2015/7/16 全協	議事詳細記録	3/3頁
9、協議事項	<p>(2) 應援指導部の独自財源特別支出承認申請 應援指導部より、独自財源特別支出承認申請が上程された。その内容は、通常申請として、①六大学野球応援以外における給水用飲料費として2,000円、②夏季強化練習中の給水用飲料代として、10,000円(1日×1,000円×10日)、③部員腕章代として200,000円(4,000円×50人)、④部員バッジ代として30,000円(600円×50人)、事後申請として、①山食納会における関係団体への贈呈用花束代として12,960円(3,240円×4束)、②六旗の下ににおける出演者への贈呈用花束代として21,600円(5,400円×4束)、③コピーカード代として2,000円(1,000円×2枚)、④レンタカー代及び燃料費代として14,016円(レンタカー代11,016円+ガソリン代3,000円)、⑤飲料費として2,701円(2Lペットボトル×19本)である。財務部長より、通常申請の①、②は本当にこの金額で足りるのかという質問があり、担当者は、練習場の近くに水道水があるため問題はない、と回答した。 全塾協議会はこれを満場一致で可決し、事務局長 諸田直也は本決議を承認した。</p> <p>(3) 全塾協議会事務局の自治会費交付金特別支出申請 全塾協議会事務局により、自治会費交付金特別支出承認申請が上程された。その内容は、①リーダーズキャンプ2日における議員・事務局員の昼食代として40,000円(800円/人×50人分)、②リーダーズキャンプにおける資料運搬に従事する事務局員の昼食代補助として10,000円(500円/人×20人分)、③リーダーズキャンプ中における飲料代・茶菓子代として20,000円、④三田部室より会場へのお資料運搬費として15,000円(三田-本郷間標準金額(3,500円)×2台×2回+予備費)である。 全塾協議会はこれを満場一致で可決し、事務局長 諸田直也は本決議を承認した。</p> <p>(4) その他 選挙管理委員会監査人からの事務局長・次長選挙再投票における不正疑惑の調査結果を受けて全塾協議会の対応を話し合おうとしたが、選挙候補者であった古井氏が会議に到着しなかったため、協議の末、決議をしないという結果となった。</p>	
10、連絡事項	<p>(1) 次回全塾協議会の日程 事務局長 諸田直也は、全塾協議会規則第4条に基づき次回全塾協議会日程について諮ったところ、満場一致を以って、次回全塾協議会をリーダーズキャンプ中に開催することを決定した。</p>	
11、閉会宣言	<p>事務局次長 高井康佑が閉会を宣し、19:44に閉会した。</p>	